

充実した保育者養成を目指す養成教育改革の1背景 高松短期大学児童教育学科の幼児教育学科への改組転換

松原勝敏

はじめに

平成10年4月に高松短期大学幼児教育学科がスタートした。幼児教育学科は、昭和44年に本学に設置された児童教育学科の改組転換によるものである。この改組転換の背景には、今日の加速度的な少子・高齢社会の到来やそれに伴う子育てへの関心の高まり、更には男女共同参画社会の実現に向けた子育ての社会的支援の必要性によって、多様な保育サービスの提供が求められている社会的な状況があった。この中で特に、幼稚園及び保育所については、育児不安に陥っている家庭の子育て機能を援助する機関として、その重要性が大きくクローズアップされるとともに、利用者側からは、それぞれの保育の多様化を通して、両者はその機能の共通性を高めるに至っていることを指摘することができる。

こうして、平成9年度からは、文部省と厚生省による幼・保連携の見直しが開始されるなど、今日、子どもの健やかな成長を保証するために「教育」と「福祉」双方の立場から、子どもの立場に立って子どもの最善の利益を尊重するための新しい保育を実現しなければならない。特に幼児教育の分野においては、そこに保育の視点を基礎に据えることが課題となっている。

このような問題意識の下、本学においては、保育ニーズの多様化・高度化に対応する人材養成を実現するために、本学における人材養成のあり方を抜本的に見直す時期にあると考えた。そして、改組転換のための準備作業を平成8年当初から開始し、本学の建学の精神に基づく教育の理想、本学における保育者養成に求められる社会的ニーズ、今後求められる保育者像やその育成に必要なカリキュラム構成原理と科目設定、さらにはその履修指導の方法等にわたって幾度となく討議・検討を繰り返して申請書をまとめ、平成9年4月末に文部省へ申請書を提出、平成9年12月19日に幼児教育学科の設置認可を得るに至ったのである。

筆者は、本論に先立って、『高松大学紀要』第29号（平成10年3月）に「短期大学における保育者養成カリキュラムに関する一考察 - 高松短期大学児童教育学科の幼児教育学科

への改組転換 - 」と題する小論を発表した。この小論は、その中に記したとおり、改組転換に際して文部省に提出した申請書類の一部を「紀要論文の形式をもって学内外に示すことによって教員全体によるアカウンタビリティの意識の高揚と本学におけるファカルティ・ディベロップメントに資するとともに、学外からの批判・検討及び指導・助言を得る」意図をもって発表したものであるが、今回の本論文も同一の趣旨によるものである。ただし、内容を改組転換の必然性に絞ってある。

なお、前回と同じく本論は、文部省と厚生省に提出した申請書の一部がベースとなっている。その意味で、本論は、改組転換のためのプロジェクト・チームによる共同作業の成果であるが、原案作成等を松原が担当したため、チームを代表して本論を執筆する。また、執筆に当たっては、内容を加筆・訂正するにとどまらず、資料等を加えて大幅に書き直したところが多々ある。よって、本論の文責は松原にある。

1. 我が国における保育ニーズの変容

我が国における保育ニーズの変容については、既に言い尽くされた観がある。そこで、この部分においては、2以下の部分への導入として、(1)少子化の進行とその背景、(2)少子化の進行によってもたらされる経済的・社会的影響、(3)少子化対策の始動の3点について、エンゼルプラン¹と緊急保育対策等5か年事業²、及び『厚生白書』（平成10年版）³から言葉を拾って確認をしておきたい。

(1) 少子化の進行とその背景

少子化が深刻化しつつあることについては、既にほぼ我々の常識となっていると言っても過言ではないであろう。我が国の合計特殊出生率は、平成7年に1.42となり過去最低を記録した。また、同年、最低水準の東京都は1.1、最高水準の沖縄県でも1.87と、人口を維持するための2.08を大きく下回っている。少子化の原因について、エンゼルプランでは、我が国における未婚率が男女ともに増大していることと、夫婦の持つ子どもの数を示す合計結婚出生率がわずかであるが低下していることを指摘している。そして、少子化の背景となる要因についてまず第1に、女性の職場進出が進み、各年齢層において労働力率が上昇する一方で、子育てと仕事を両立することが困難であること、第2に夫婦の子育てについての意識をみた場合、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないという理由がかなり存在すること、第3に、大都市圏を中心に、住宅事情が厳しい地域で、出生率が低いという

状況，そして第4に，子どもを持つ世帯の子育てに要する費用は相当多額になっており，近年，教育関係費の消費支出に占める割合も増加している点を挙げている。

(2) 少子化の進行によってもたらされる経済的・社会的影響

少子化が進行すると，我が国にはいろいろな問題が生じてくることが予想される。『厚生白書』（平成10年版）によると，まず第1に，少子化がもたらす経済面の影響として労働力人口が減少すること，労働力の制約が経済成長を制約するおそれのあること，少子・高齢化の進展が，年金・医療・福祉等の社会保障の分野において，現役世代の負担を増大させること，構造改革がなされないままであれば，今後の所得の伸び悩みと現役世代の負担の増大によって，現役世代の手取り所得が低迷することの4点を上げている。第2に，少子化がもたらす社会面の影響として，家族の形態が多様化し，家族概念そのものが変化することも予想されること，少子化に伴う親の過保護や過干渉，子ども同士の交流機会の減少によって子どもの社会性が育まれにくくなり，子どもの健全な成長への影響が懸念されること，過疎化・高齢化が進行することによって，福祉サービスや医療保険の制度的運営など住民に対する基礎的なサービスを提供することが困難になること，地域社会が担ってきた国土資源管理等の役割が維持できなくなり，その結果，環境保全や防災，食料生産力の確保等の問題が深刻化する恐れのあることの4点を指摘している。

(3) 少子化対策の始動

21世紀の少子社会に対応するため，子どもを持ちたい人が安心して出産や育児ができるような環境を整備するとともに家庭における子育てを支援するために，また，あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築するために，平成6年にエンゼルプランが，そして特に緊急に実施する必要がある保育対策等の事業について，緊急保育対策等5か年事業が策定された。

まず，エンゼルプランにおいては，仕事と育児との両立のための雇用環境の整備，多様な保育サービスの充実，安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実，住居及び生活環境の整備，ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実，子育てに伴う経済的負担の軽減，子育て支援のための基盤整備が，重点施策となっている。特に，多様な保育サービスの充実においては，駅型保育，在宅保育サービス等，保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化，低年齢

児保育，延長保育，一時的保育事業の拡充，保育所の多機能化のための整備，放課後児童対策の充実等が具体的な項目として挙げられている。また，子育て支援のための基盤整備においては，保育所等に地域子育て支援センターを整備することが目指されている。

他方，緊急保育対策等5か年事業では，平成11年度末までの当面の保育対策等として緊急に整備すべき目標を定めた。具体的には，低年齢児（0～2歳児）の保育の促進として6万人の受け入れ（平成6年度は45万人），延長保育を行う保育所を7,000ヶ所（平成6年度は2,230ヶ所），一時的保育を行う保育所を3,000ヶ所（平成6年度は450ヶ所），乳幼児健康支援サービスを500ヶ所（平成6年度は30ヶ所），放課後児童クラブを9,000ヶ所（平成6年度は4,520ヶ所），多機能保育所を平成7年度から11年度までの5年間で1,500ヶ所，地域子育て支援センターを3,000ヶ所（平成6年度は236ヶ所）整備することが計画されている。

2. 香川県における保育者養成ニーズの高まり

（1）香川県における少子化の深刻化

「香川県子育て支援計画」⁴の第1編「総論」 - 「本県の子どもや子育て家庭を取り巻く状況」 - 1. 「少子化の進行」において報告されているところによると，本県の18歳未満人口は，平成7年には，昭和25年のほぼ半数に当たる20万3千人にまで減少している。また，総人口に占める15歳未満の年少人口の割合も，平成5年には65歳以上の老年人口の割合と年少人口の割合が逆転するなど，少子・高齢化が一層進んでいる。そして，平成7年における総人口に占める15歳未満の年少人口比率は，15.7%となり，全国第39位の低水準にある。他方，出生数は，第2次ベビーブームであった昭和48年の16,399人をピークに減少を続け，平成5年に9,048人と丙午の年であった昭和41年の9,363人を下回って統計史上最低を記録した。出生率は第2次ベビーブームの昭和48年の17.6をピークに低下し続け，平成5年には8.8と統計史上最低を記録した。平成7年の時点では，本県の出生率は9.1で全国第37位である。さらに，平成7年の合計特殊出生率は，1.51であり，「少子化の進行は極めて憂慮すべき状況」となっている。

このような状況を打開するためにも，安心して子どもを産み育てる環境づくりは，本県において喫緊の課題となっており，その事業を担う人材の育成が急務である。

(2) 男女共同参画社会へ向けての香川行動計画

香川県では、「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画」⁵が策定されている。これによると、「男女共同参画社会の形成をめざす」という目標に向けて、男女平等意識の普遍化、社会参加の促進、多様な生き方を選択できる条件の整備、長寿化等に対応した健康と福祉の充実の4つの基本課題が設定されている。特に、3番目の基本課題である多様な生き方を選択できる条件の整備を図るために、生涯学習の推進、女性の職業能力開発の促進及び雇用機会と待遇の確保、自家経営における共同参画の促進、育児環境等の整備の充実が計画の大項目として掲げられている。

本県における15歳以上の女性人口に占める女性就業者の割合は、県平均で、昭和60年には49.0%であったが、平成2年には38.5%へ減少した⁶。近年においては、高等学校卒業者の女性の進学率は、平成8年に男性を20ポイント近く上回る52.3%に達している一方で、出産前後における就業状況の変化については、香川県全体で退職する者が41.3%存在する。女性の労働力率を年代別に見た場合、全国と同様の、出産を機に退職した後に子育てが一段落してから再就職するという、いわゆるM字型曲線を描くが、「本県においては、30歳代前半からの女性の労働力率が全国平均に比べ高いことが特徴の一つ」⁷となっている。

平成6年の時点で、本県における保育所の普及率は、県平均で33.8%である⁸。男女共同参画社会へ向けての香川行動計画の進展を図るためにも、後述の香川県版エンゼルプランの進展等によって保育所の整備をはじめとする育児支援体制の充実がもとめられる。

(3) 「香川県子育て支援計画(かがわ いきいき エンゼルプラン)」の始動

本県では、「平成9年度を初年度とし、国のエンゼルプランの計画目標年度と同じ平成16年度を目標年度とする8か年の計画」である、「香川県子育て支援計画(かがわ いきいき エンゼルプラン)」が始動した。本計画では、国のエンゼルプランの趣旨を受けて、従来から本県において取り組まれている、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりをより一層推進するため」の様々な施策を、広汎多岐にわたる課題を解決し、地域の実情によって異なるニーズに対応して、「これらの施策を総合的、計画的に推進するための本県独自の計画づくり」が意図された。こうして、「少子・高齢社会に向けて、次代をになうすべての子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを社会全体で進めていくための指針」を提示し、「子育て支援社会の早期構築に向けた取り組みを積極的に推進していく」ことが

計画されている。

本計画は、「中長期的な展望に立って、香川県が、今後、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方向と、これを実現するための基本的方策を明らかにしたもの」である。そして、「行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体をはじめ、すべての県民が、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針」であるとしている。

少々具体的に見てみると、本計画は、その基本方針として次の5項目を掲げている。

- (1) 子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした支援
- (3) 社会全体での子育て支援
- (4) 子育てに関する意識やライフスタイルの変化に伴い多様化する子育て支援ニーズへの対応
- (5) 子どもの意見が社会の中で反映されるとともに、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮

そして、計画の基本目標として、次の3項目を掲げる。

安心して子どもを産み育てることができる体制づくり
子どもを健やかに育てるための環境づくり
子育てを支え合う社会づくり

本論は、香川県版エンゼルプランの紹介を目的とするものではないのでこれ以上詳細に立ち入ることは避けたい。なお、参考までに、計画の基本目標に基づく施策体系を末尾に掲載するので参照されたい(資料1)。

本学では、本計画の推進を積極的に支援するために、本計画施策体系(子育てを支え合う社会づくり)-1.(子育て支援体制の整備充実)-(1)「子育てを支援する人材の養成確保」の趣旨に則って、保育者養成の側面から本県の少子・高齢社会対策に資することを意図している。

3. 本学における保育士（保母）⁹養成の必要性

（1）本学に対する保育士（保母）養成への期待

本学は、昭和46年3月に第1回目の卒業生を送り出して以来、多くの卒業生が幼児教育の分野に活躍してきた。そして、その状況は、今日においても変わるものではない。幼稚園教諭に新規に採用された者のなかで、本学の卒業生は、最近5カ年を振り返ってみると約4分の1から半数を占めているのである（資料2）。

ところで、本学の卒業生が幼稚園に就職する場合、その1つの特徴として、私立の幼稚園にその多くが就職している点を指摘することができる。私立の幼稚園教諭に新規に採用された者のなかで、本学の学生はコンスタントに約半数を占めており、香川県における幼稚園教員の養成において確固たる地位を確保していると言っても良からうと思う。

こうした状況を反映して、本学においては保母資格が取得できないにもかかわらず、保育所からの求人が絶えない。これは、本学がこれまで培ってきた教育の成果であり、本学における人材養成の社会的評価の高さを証明するものである。参考までに、保母として保育所に就職した本学の卒業生の人数の推移を表にした。ご参照願いたい（資料3）。

なお、現在、高松市内の幼稚園教員の約3分の1を本学の卒業生が占めているとする声もあるが、この点については現在確認中であり、結果が出しだい公表したいと考えている。しかし、本学は短期大学ゆえに、当然のことながら卒業生は女性がほとんどである。そのために結婚によって姓が変わる場合が多いことに加えて、同窓会名簿の追跡調査が完全ではないこと、さらに、個々の幼稚園に勤務する教員の学歴等に関する非常にプライベートな部分に関する調査はなかなか困難であるためにしばらく時間を要する。

さらに1点付言するならば、本学の卒業生のなかで公立の幼稚園に就職する人数が少ない理由として、近年幼稚園教諭の採用において保母資格を同時に求める傾向がある点を指摘できる。このことについては、次に述べる。

（2）地域社会における幼児教育及び保育活動の活性化への貢献

香川県内の市町村立の幼稚園及び保育所は、町村によっては管轄区内にそれぞれ1あるいは2の幼稚園や保育所しかない例も珍しくはない（資料4）。管轄区内に公立の幼稚園を1つしか有さないのは、大川郡に2町（引田町、寒川町）、木田郡に1町（庵治町）、香川郡に3町（塩江町、香南町、直島町）、綾歌郡に4町（綾上町、綾南町、綾歌町、宇多津町）、三豊郡に3町（大野原町、豊浜町、財田町）存在する。その上、仲多度郡琴南

町には幼稚園が存在しない。他方、管轄区内に公立の保育所を1つしか有さないのは、小豆郡に1町（池田町）、大川郡に1町（寒川町）、木田郡に1町（庵治町）、香川郡に2町（香南町、直島町）、三豊郡に7町（山本町、三野町、大野原町、豊中町、仁尾町、豊浜町、財田町）存在する。仲多度郡多度津町には、公立の保育所が存在しない。

これらの町においては、人的交流の停滞による諸問題が大きくクローズアップされる。それらの問題の1つに、人事が停滞することによって、幼児教育及び保育活動のマンネリ化や質の低下が現れることは想像に難くない。このような状況を背景に、各市町村は、幼稚園と保育所での人的交流を望み、幼稚園教諭の新規採用にあたって、教員免許と保母資格をともに有する人材を求める傾向にある。本学に職員採用試験に関する書類を送付いただいた町に限って見てみると、平成8年に行われた幼稚園教諭の採用試験においては、直島町¹⁰、豊中町¹¹、庵治町¹²の3町、平成9年に行われた幼稚園教諭の採用試験においては豊浜町¹³が、幼稚園教諭の免許状と同時に保母資格を有すること、あるいは卒業時に有する見込みであることを受験の条件にしている。

また、公立保育所の保母の採用試験については、これも本学に職員採用試験に関する書類を送付いただいた町に限って見てみると、平成8年に行われた保母採用試験において綾上町¹⁴が、平成9年に行われた保母採用試験において庵治町¹⁵、飯山町¹⁶の2町が、そして平成10年に行われる保母採用試験においては香川町¹⁷と飯山町¹⁸の2町が、保母資格と同時に幼稚園教諭の免許状を有すること、あるいは卒業時に有する見込みであることを受験の条件にしている。

さらに、平成8年に行われた採用試験においては、直島町¹⁹、綾上町²⁰、国分寺町²¹、山本町²²の4町が、幼稚園教諭あるいは保母の名称で職員を採用するものの、幼稚園に勤務するのか、それとも保育所に勤務するのかを明確にせず、両者を併せて採用試験を行っている。

ここに例として挙げた町は、先にも述べたとおり本学に職員採用試験に関する書類を送っていただいた町に限っているので、全ての町の募集要項を確認すればまだまだこのような例が出てくる。ただし、全ての町で毎年幼稚園教諭及び保母の採用があるわけではないので、このような例が県内の町においてどれだけの傾向を示すのかについてはパーセンテージ等を示すことはできない。

ところで、このような採用試験の受験条件は、保母資格を持たない本学の卒業生が公立の幼稚園を受験することを阻む要因となっていたことを否定できない。このような新しい

ニーズに対応するための、幼稚園教諭の免許状と保育資格を同時に取得することができるようにするための改組転換は、本学の課題となっていたのである。

(3) 本学児童教育学科の受験生及び入学生の実態への対応と卒業後の進路の拡大

本学科の受験生や入学生は、将来の進路として、幼稚園教諭と保育の区別がほとんど明確には認識されていない。この点については、例えばNHKのニュース等においても「幼稚園の保育」あるいは「保育所の先生」という表現が何の違和感もなく使用されていることに代表される。

かつて、本学の児童教育学科1年生に対して卒業後の進路意識調査(資料5)をしたところ、「1. 将来の志望職業について」では、全体の18.5%の学生が保育所保育を希望していた。次に、幼稚園教諭の免許状と保育資格を同時に取得した場合に「2. 幼稚園及び保育所への就職希望者について」調べると、幼稚園への就職希望者44.4%に対して、保育所への就職希望者は41.3%存在した。そして、「現児童教育学科では、小学校及び幼稚園教諭の免許状が取得できるが、改革の必要があるか、またこの場合における免許・資格について」問うたところ、実に77.0%の学生が幼稚園教諭及び保育資格の両資格を取得したいと答えた。これほど、本学児童教育学科には、保育資格を希望する学生が潜在的に存在していたのである。そのために、入学後、保育への進路を強く希望するようになっても、資格の関係でその希望がかなえられないことがあったのである。

他方、高松市内には保育資格を取得できる教育機関としては保育専門学校1校のみであり、幼稚園教諭免許状と保育資格を同時に取得できる短期大学は、県都高松市を含む香川県東部地区においては1校も設置されていない。そのために、最近の強い傾向であるが、高学歴を志向する保護者の要望を受けて将来保育になることを志望していても本学児童教育学科を受験する者も多く、不本意入学者は少なくない。

こうした受験生及びその保護者の実態に対応するとともに、学生の進路の幅を拡大することによって、学生一人ひとりの自己実現に本学が資することは、今まさに求められる解決すべき課題であった。

おわりに

本論においては、昭和44年に本学に設置された児童教育学科が幼児教育学科に改組転換

されるに至った背景について，社会的な背景と本学に固有の意義をまとめた。社会的な背景とは，少子・高齢化の進行とそれへの対応策が，国レベルで始まったことによって様々な保育ニーズが求められ，そのニーズを満たす人材養成が必要になったことを指摘した。また，本学に固有の意義については，第一に，本学の建学以来の保育者養成の実績に対する信頼から，本学に対して保育士資格取得者養成の要望が強いこと，第二に，保育者の採用に当たって幼稚園教諭の免許状と保育士（保母）資格を同時に求める傾向が強くなったために，本学もそれに対応する必要に迫られたこと，第三に，本学の受験生や在学生在が幼稚園教諭の免許状と保育士（保母）資格を同時に取得することを強く望んでいることを指摘した。

本年4月に，幼児教育学科は第一期生を迎えて無事スタートした。平成12年4月には1人でも多くの学生が夢を叶えると同時に，「未来に生きる子どもの今」を支える保育者として第1歩を踏み出すことを切に願っている。

註

- (1) 文部・厚生・労働・建設省「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」平成6年12月16日。
- (2) 大蔵・厚生・自治三大臣合意「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」平成6年12月18日。
- (3) 厚生省監修『厚生白書』（平成10年版）ぎょうせい。
- (4) 香川県「香川県子育て支援計画（かがわ いきいき エンゼルプラン）」平成9年3月。
- (5) 香川県男女共同参画推進本部「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画」（平成9年度実施細目）平成9年6月。
- (6) 香川県「統計でみる市町村の姿」，平成7年3月，197頁。
- (7) 香川県「香川県子育て支援計画（かがわ いきいき エンゼルプラン）」（広報用資料）平成9年3月，13頁。
- (8) 香川県「統計でみる市町村の姿」，前掲資料，188頁。
- (9) 平成11年4月から，現在の「保母資格」は「保育士資格」に名称を変更される。現在は過渡期であるため，用語が混在するがご容赦願いたい。
- (10) 直島町「平成8年度直島町職員採用中級試験案内」，平成8年5月31日。

- (11) 豊中町「やる気のあるあなたに 平成9年度町職員採用試験」,平成8年。
- (12) 庵治町「平成8年庵治町広告第5号」,平成8年6月6日。
- (13) 豊浜町「平成9年度香川県内町職員等採用中級試験広告(幼稚園教諭)」,平成9年6月2日。
- (14) 綾上町「平成8年度綾上町職員採用試験について」,平成8年6月20日。
- (15) 庵治町「平成9年庵治町広告第4号」,平成9年6月3日。
- (16) 飯山町「飯山町職員採用中級試験広告」(飯山町告示第30号),平成9年6月4日。
- (17) 香川町「平成10年度香川県内町職員等採用中級試験広告(保母)」,平成10年6月1日。
- (18) 飯山町「平成10年度飯山町職員採用中級試験広告」(飯山町告示第30号),平成10年6月1日。
- (19) 直島町「平成8年度直島町職員採用中級試験案内」,平成8年5月31日。
- (20) 綾上町「平成8年度綾上町職員採用試験について」,平成8年6月20日。
- (21) 国分寺町「平成8年国分寺町告示第85号」,平成8年6月3日。
- (22) 山本町「平成8年度山本町職員採用試験要領」,平成8年。

(資料1) 「香川県子育て支援計画(かがわ いきいき エンゼルプラン)」(広報資料) 平成9年3月, 25 - 26頁。

安心して子どもを産み育てることができる体制づくり

- 1. 仕事と育児の両立を支援するための雇用環境の整備
 - (1) 育児休業を取得しやすい環境の整備
 - (2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - (3) 子育てのために退職した者の再就職の支援
 - (4) 労働時間の短縮などの推進
- 2. 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実
 - (1) 保育所の多機能化
 - (2) 保育システムの多様化・弾力化の促進
 - (3) 放課後児童対策の充実
- 3. 親と子の健康づくりの推進
 - (1) 母子保健医療体制の充実
 - (2) 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
- 4. 家族や子育てに関する相談・援助体制の充実
 - (1) 相談・援助活動の充実とネットワーク化の推進
 - (2) 子育て支援に関する調査研究および情報の収集提供
 - (3) 障害やさまざまな悩みを抱える子どもに対する支援
- 5. 子育てに伴う経済的負担の軽減
 - (1) 子育て費用に対する社会的支援の強化
 - (2) 保育料や教育費の負担軽減

子どもを健やかに育てるための環境づくり

- 1. ゆとりある住宅環境やうるおいある地域環境の整備
 - (1) ゆとりある住宅環境の整備
 - (2) 子どもが安心して集い遊べる場の確保
 - (3) うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の創造
 - (4) 子どもや子育てを行う者にやさしいまちづくり
 - (5) 健全な社会環境の整備
- 2. 子どもがのびのびと育つためのゆとりある教育の推進や家庭教育の充実
 - (1) ゆとりある学校教育の推進
 - (2) 地域社会における体験的活動機会の提供
 - (3) 家庭教育の充実

子育てを支え合う社会づくり

- 1. 子育て支援体制の整備充実
 - (1) 子育てを支援する人材の養成確保
 - (2) 子育てを支援する組織や団体などの育成・支援
 - (3) 子育て支援推進体制の整備
- 2. 家庭や子育てに関する意識の啓発
 - (1) 社会全体で子育てを支援する気運の醸成や意識の啓発
 - (2) 子育てに関する男女共同参画意識の醸成
 - (3) 子どもの権利の尊重

(資料2) 香川県下新規採用教員(幼稚園教諭)における本学卒業生のシェア

年 度	6	7	8	9	10
公立幼稚園教諭新規採用者数(人)	12	16	25	14	16
私立幼稚園教諭新規採用者数(人)	34	37	38	23	25
幼稚園教諭新規採用者数合計(人)	46	53	63	37	41
幼稚園教諭新規採用者における本学の卒業生数(人)	17	21	20	21	10
幼稚園教諭新規採用者において本学が占める割合(%)	37.0	39.6	31.7	56.8	24.4
私立幼稚園教諭新規採用者における本学の卒業生数(人)	15	19	20	21	10
私立幼稚園教諭新規採用者において本学が占める割合(%)	44.1	51.4	52.6	91.3	40.0

*新規採用者数については、平成10年7月に、香川県教育委員会義務教育課から回答を得た数字を記載している。この数字には、講師(臨時)採用のものを含まない。

なお、教育委員会の方から新規採用者名簿の公開がなされなかった点と本学就職部への学生からの就職先の届けに誤りがあるかもしれない点を考慮して、香川県教育関係職員録編集委員会による「香川県教育関係職員録」各年版にて、本学卒業生の職務を逐一確認した。ただし、平成9年度の数字から判断すると幼稚園から教育委員会への届け出の時点で職名の記載が幼稚園の事情によって変更されている場合はありうるが実態は不明である。

(資料3) 保母として保育所に就職した本学の卒業生の人数の推移

年 度	6	7	8	9	10
人 数	7	8	5	3	7

(本学就職部調べ)

(資料4) 香川県下における幼稚園・保育所の設置状況

市・郡名	市町村名	幼稚園		保育所	
		公立	法人等	公立	法人等
高松市		18	29	29	24
丸亀市		8	2	14	3
坂出市		14	2	7	6
善通寺市		8	1	5	2
観音寺市		8	2	5	4
小豆郡	内海町	7	0	2	1
	土庄町	8	0	5	2
	池田町	5	0	1	0
大川郡	引田町	1	0	2	1
	白鳥町	6	0	3	2
	大内町	3	0	3	1
	津田町	3	0	2	0
	大川町	2	0	3	0
	志度町	7	0	2	3
	寒川町	1	0	1	1
	長尾町	3	1	3	1
	木田郡	三木町	10	1	2
牟礼町		5	0	4	1
庵治町		1	0	1	0
香川郡	塩江町	1	0	3	0
	香川町	4	0	6	0
	香南町	1	0	1	0
	直島町	1	0	1	0

市・郡名	市町村名	幼稚園		保育所	
		公立	法人等	公立	法人等
綾歌郡	綾上町	1	0	3	0
	綾南町	1	0	5	0
	国分寺町	2	0	2	3
	綾歌町	1	0	3	0
	飯山町	2	0	3	1
	宇多津町	1	1	2	1
仲多度郡	琴南町	0	0	3	0
	満濃町	4	0	2	1
	琴平町	3	0	3	1
	多度津町	4	0	0	5
三豊郡	仲南町	3	0	2	0
	高瀬町	5	0	3	0
	山本町	4	0	1	0
	三野町	3	0	1	0
	大野原町	1	0	1	0
	豊中町	5	0	1	0
	詫間町	5	0	3	0
	仁尾町	2	0	1	0
	豊浜町	1	0	1	0
	財田町	1	0	1	0

(参考資料)

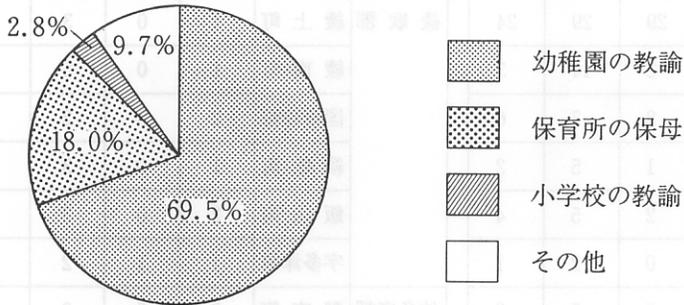
香川県教育委員会「公立学校施設の概要」(平成9年度)

香川県教育関係職員録編集委員会「香川県教育関係職員録」(平成10年度)

香川県健康福祉部「社会福祉施設等一覧」(平成9年)

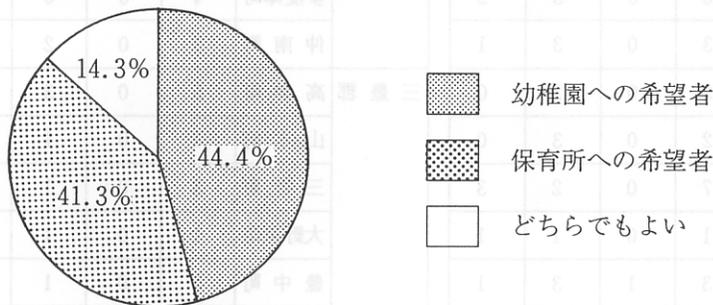
(資料5) 高松短期大学児童教育学科1年生の卒業後の進路意識調査

1 将来の志望職業について

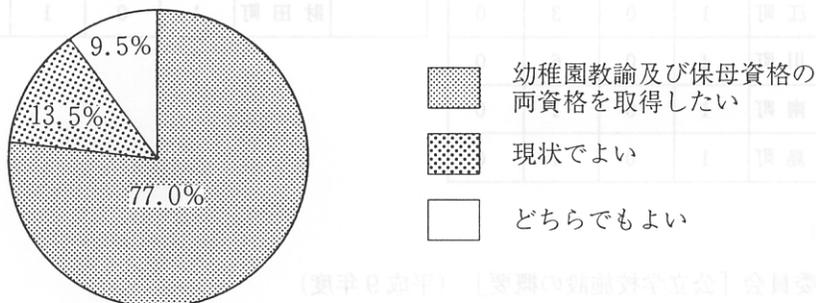


2 幼稚園及び保育所への就職希望者について

(幼稚園教諭資格と保育資格の両資格を取得した場合における就職先について)



3 現児童教育学科では、小学校及び幼稚園教諭の免許取得ができるが、改革の必要があるか、またこの場合における免許資格について



※平成8年度入学の学生に対するアンケート調査 (学科長、林守孝氏による)

Réflexions des facteurs de la réforme de la section de la formation des instituteurs de l'école élémentaire et l'école maternel en la section de la formation de personnel maternel pour les enfants en bas âge.

Katsutoshi MATSUBARA

SOMMAIRE

Le 1^{er} avril 1998, la section de la formation de personnel maternel pour les enfants en bas âge a été établie à l'Université d'études courtes de TAKAMATSU, réformant la section de la formation des instituteurs de l'école élémentaire et l'école maternelle. L'objet de cet établissement était la réponse à l'attente de nouvelles demandes sociales.

Cet article est des réflexions des facteurs de cette réforme.

Je note ci-dessous le contenu de l'article.

Introduction-L'objet de l'article.

1. La nouvelle demande sociale du système du soutien de la formation des enfants.
2. Les nouvelles demandes sociales de la formation de personnel maternel pour les enfants en bas âge à Kagawa.
3. La nécessité de la réforme de la section de la formation des instituteurs de l'école élémentaire et l'école maternelle en la section de la formation de personnel pour les enfants en bas âge.

高松大学紀要

第 30 号

平成10年10月28日 印刷

平成10年10月30日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064